

● **議題（1）令和3年度清瀬市子ども・子育て支援総合計画の評価について** 資料2

令和3年度は評価方法を一部変更し、本計画の最終年度である令和6年度の事業目標に対しての進捗評価とさせていただきます。

令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の未実施、縮小、中止、実施方法の変更等がございました。詳細は、「令和3年度事業概要」をご確認ください。

本評価調書は、「清瀬市子ども・子育て総合計画」（以下「総合計画」という）第4章（P.20~P.33）に掲載しております「行動計画」、第5章（P.34~P.61）に掲載しております「子ども・子育て支援事業計画」における数値目標を設定している施策等について記載しています。

本評価調書のP.3~P.7は「第4章 行動計画」の評価、P.8~P.14は「第5章 子ども・子育て支援事業計画」の評価となっております。

● **議題（2）清瀬市子ども・子育て支援総合計画の中間見直しについて** 資料3-1~2

本総合計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「母子保健計画」、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画となっております（体系図は総合計画 P.2 をご参照ください）。

策定が義務付けられている「第5章 子ども・子育て支援事業計画」については、内閣府から資料3-2 のとおり中間見直しの考え方が示されており、教育・保育の量の見込み及び提供体制において、計画と実績が10%以上乖離する場合には、見直しを検討することが求められています（ただし、新型コロナウイルス感染症に伴い乖離が生じている場合、令和4年度の見直しは必須ではありません）。

資料3-1（P.2~P.5）は資料2の概略、資料3-1（P.6~P.18）は総合計画策定時に参考とした現在の清瀬市人口動態等の各種状況、資料3-1（P.19）は教育・保育の量の見込み及び提供体制の実績を示しておりますが、計画と実績の差は10%以上の乖離は見られませんでした。資料3-1（P.20~P.21）の地域子ども・子育て支援事業については、10%以上の乖離が一部ございますが、資料3-1（P.5）・資料3-2（P.5）のとおり見直しが必須とはなっておりません。

そのため、事務局としては策定が義務付けられている「第5章 子ども・子育て支援事業計画」において数値上の見直しは必須とは考えておりませんが、第5章（P.34~P.61）「子ども・子育て支援事業計画」を中心に中間見直しについてご意見等がございましたら、事務局までメールにてご連絡ください。

中間見直しが必要な場合には、資料3-1（P.22）のとおり第2回以降の会議で見直し（素案）を検討させていただき、見直し（素案）が固まり次第、パブリックコメントを実施したいと考えております。

● **議題（3）清瀬市立第7保育園の閉園について【報告】** 資料4-1～4

資料4-1のとおり、都営住宅の建替計画に伴い、都営清瀬竹丘一丁目アパート10・11号棟が取り壊されることから、同11号棟内にある清瀬市立第7保育園は令和6年度末に閉園を予定しております（同10号棟は、案内図でいう新設予定地内に位置しています）。

市としては、清瀬市立第7保育園が閉園となってしまうと定員数が減少するため、東京都と交渉し、隣地である同10号棟跡地を活用し、保育園を設置したいとの考えを東京都に示しております。市では新設保育園は民設民営を考えており、来月（8月）に東京都庁において打合せが予定されています。

当該地は東京都所有の土地となっております。そのため、公有地を活用し保育園を設置する場合には、公募（プロポーザル）による選定が必須となっております（資料4-3、4-4をご参照ください）。公募時期については、令和4年度末から令和5年度中になるものと考えております。

実際に公募する場合には保育園の事業内容、定員規模、公募内容、公募方法について、委員の皆様にも別途お諮りさせていただきたいと考えています。本件に関しては審議していただく内容が多岐に渡るため、複数回による審議になる可能性があるものと考えております。

※資料4-2は、東京都提供資料となるため非公開

● **議題（4）東星学園幼稚園の新入園児募集停止【報告】** 資料5

資料5のとおり、東星学園幼稚園より来年度以降新入園児募集を停止する旨の報告がありました。なお、現3歳児が卒園する年度である令和6年度末をもって閉園を予定しているとのこと。

● **議題（5）清瀬市立学童クラブ施設の指定管理者による運営について【報告】** 資料6

市内の10施設の内、令和3年度に3施設、令和4年度に4施設において指定管理制度を導入しました。指定管理導入施設においては、資料6のとおり受入時間が拡大されており、残りの3施設についても、令和5年度に指定管理者制度を導入する予定です。

● **議題（6）こども家庭庁の発足について【報告】** 資料7

令和3年12月21日にこども政策の新たな推進体制に関する基本方針が打ち出され、令和4年6月22日に各種法律が公布され、令和5年4月1日よりこども家庭庁が内閣府の外局として設置されま

す。子ども政策に関して、これまでバラバラに担われてきた役割を一本化する司令塔機能を果たすことが想定されています。なお、こども家庭庁のイメージは資料７の最終ページのとおりです。

● **その他（今後について）**

- 総合計画の見直しが必要な場合には、資料 3-1（P.22）のとおり進めていきたいと考えております。
- 清瀬市立第 7 保育園の閉園に伴う隣接地での保育園新設予定については、別途お諮りさせていただきたいと考えております。
- 次回以降の会議については WEB 形式（Zoom ミーティング）による開催も検討しております。WEB 形式での出席が困難な場合は、事務局までご連絡ください。